

第37号議案

中間市市税条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年5月15日提出

中間市長 福田 浩

中間市市税条例の一部を改正する条例

第1条 中間市市税条例（昭和45年中間市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

27 法附則第62条に規定する条例で定める割合は零とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第24条 第9条第6項に規定する期間は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 中間市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第27項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

(第1条関係)

中間市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="271 371 360 403">附 則</p> <p data-bbox="232 459 371 491">(読替規定)</p> <p data-bbox="185 504 1104 708">第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p data-bbox="232 764 898 796">(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p data-bbox="185 809 432 841">第10条の2 (略)</p> <p data-bbox="185 853 371 885">2～26 (略)</p> <p data-bbox="185 898 969 930">27 <u>法附則第62条に規定する条例で定める割合は零とする。</u></p> <p data-bbox="232 986 696 1018">(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p data-bbox="185 1031 1104 1321">第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>	<p data-bbox="1211 371 1301 403">附 則</p> <p data-bbox="1173 459 1312 491">(読替規定)</p> <p data-bbox="1126 504 2045 708">第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする。</p> <p data-bbox="1173 764 1839 796">(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p data-bbox="1126 809 1373 841">第10条の2 (略)</p> <p data-bbox="1126 853 1312 885">2～26 (略)</p> <p data-bbox="1173 986 1637 1018">(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p data-bbox="1126 1031 2045 1321">第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和2年9月30日</u>までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>

(個人の市民税の税率の特例等)

第23条 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第24条 第9条第6項に規定する期間は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

(個人の市民税の税率の特例等)

第23条 (略)

(第2条関係)

中間市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="271 371 360 403">附 則</p> <p data-bbox="232 459 376 491">(読替規定)</p> <p data-bbox="185 502 1106 710">第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p> <p data-bbox="232 764 898 796">(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p data-bbox="185 807 432 839">第10条の2 (略)</p> <p data-bbox="185 850 376 882">2～26 (略)</p> <p data-bbox="185 893 958 925">27 法附則<u>第64条</u>に規定する条例で定める割合は零とする。</p> <p data-bbox="215 979 1106 1059">(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p> <p data-bbox="185 1070 376 1102">第24条 (略)</p> <p data-bbox="232 1157 1025 1189">(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p data-bbox="185 1200 1106 1319">第25条 所得割の納税義務者が、<u>新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」と</u></p>	<p data-bbox="1216 371 1305 403">附 則</p> <p data-bbox="1178 459 1321 491">(読替規定)</p> <p data-bbox="1131 502 2051 710">第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p data-bbox="1178 764 1843 796">(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p data-bbox="1131 807 1377 839">第10条の2 (略)</p> <p data-bbox="1131 850 1321 882">2～26 (略)</p> <p data-bbox="1131 893 1904 925">27 法附則<u>第62条</u>に規定する条例で定める割合は零とする。</p> <p data-bbox="1160 979 2011 1059">(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p> <p data-bbox="1131 1070 1321 1102">第24条 (略)</p>

いう。) 第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。